

10 年金・税制

10-1 年金・恩給関係

(令和5年4月現在)

- ① 老齢厚生年金 月額 224,482円
 (夫婦2人、夫が平均的収入平均報酬(賞与含む月額換算)43.9万円で40年間就業し、妻がその期間
 全て専業主婦であった場合の老齢厚生年金(夫)及び老齢基礎年金(夫と妻)の合計額)
- ② 老齢基礎年金(満額) 月額 66,250円(S31.4.2以降生まれ)
 月額 66,050円(S31.4.1以前生まれ)
- ③ 老齢福祉年金(令和5年8月～令和6年7月支分権決定分)
 扶養義務者所得(扶養人数3人の場合)
 所得 4,176千円未満 月額 33,841円
 所得 4,176千円以上7,062千円未満 月額 26,291円
- ④ 障害基礎年金
 一級 月額 82,812円(S31.4.2以降生まれ)
 月額 82,562円(S31.4.1以前生まれ)
 二級 月額 66,250円(S31.4.2以降生まれ)
 月額 66,050円(S31.4.1以前生まれ)
- ⑤ 恩 給
 普通恩給の最低保障額 568,400円
 (实在職年数6年未満で65歳以上の者または重度傷病者)

10-2 所得税・住民税関係

(令和5年4月現在)

控除の名称		優遇措置の内容	控除額(万円)	
			所得税	住民税
老人扶養控除	同居老親等以外の者	老人扶養親族(控除対象扶養親族のうち、70歳以上の者)を有する者の所得控除 (一般扶養控除所得税38万円、住民税33万円に代わるもの)	48	38
	同居老親等	同居している自己又は配偶者の直系尊属が老人扶養親族に該当する場合の所得控除 (一般扶養控除所得税38万円、住民税33万円に代わるもの)	58	45
老人配偶者控除		老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、70歳以上の者)を有する、合計所得金額900万円以下の者の所得控除 (一般配偶者控除所得税38万円、住民税33万円に代わるもの)	48	38
		老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、70歳以上の者)を有する、合計所得金額900万円超950万円以下の者の所得控除 (一般配偶者控除所得税26万円、住民税22万円に代わるもの)	32	26
		老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、70歳以上の者)を有する、合計所得金額950万円超1,000万円以下の者の所得控除 (一般配偶者控除所得税13万円、住民税11万円に代わるもの)	16	13

(注)以上の他に、身体障害者に準ずる者等として市町村長の認定を受けている高齢者(65歳以上)については、障害者控除(身体障害者手帳3級～6級に準ずる者等(所得税27万円、住民税26万円))又は特別障害者控除(身体障害者手帳1級・2級に準ずる者等や寝たきりの者(所得税40万円、住民税30万円))がある。また、同居している老人扶養親族又は老人控除対象配偶者の中に特別障害者がいる場合は、同居特別障害者控除(所得税75万円、住民税53万円)がある。